

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運 營 規 程

(令和2年4月1日変更)



医療法人光風会 北山病院

所在地: 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地

0980-56-2339

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人光風会が開設する介護療養型医療施設 北山病院（以下「当院」という。）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 1 要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い利用者の療養生活の向上を図るものとする。

2 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 一 名称     | 医療法人光風会 北山病院         |
| 二 事業所所在地 | 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊 307 番地 |
|          | TEL 0980-56-2339     |
|          | FAX 0980-56-2340     |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 一 職種   | 医師                           |
| 二 員数   | 5人                           |
| 三 管理者  | 安里義徳                         |
| 四 職務内容 | 指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導の提供 |

第5条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の種類  
医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |       |   |
|-------|---|
| 一 営業日 | 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、旧暦の7月15、16日<br>12月30日から1月3日までを除く。 |
|-------|---|

- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第 7 条 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

- 一 利用者・家族に対し居宅サービスの利用に関する留意事項・介護方法等について指導・助言等を行う。
- 二 訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理にもとづいて、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三 ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、原則として文書等（メール、FAX 等でも可）により情報提供を行う。
- 四 提供した指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容について記録を行う。
- 五 サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の要点を記載する。記載について医療保険の診療録に記載する場合、下線又は枠で囲う等により他の記載と区別できるようにする。文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する。
- 六 利用者・家族に対する指導・助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付する。

(利用料等)

第 8 条 1 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 一 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に 1 ないし 2 回、介護保険報酬に応じた利用者負担額（負担割合証に基づく）を徴収する。
  - 二 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に要した交通費等については、特別な場合を除いて請求しない。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の実施地域)

第 9 条 今帰仁村、本部町、名護市、原則 16 km 以内とする。

(苦情処理)

第 10 条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所に掲示する。

(事故処理)

第 11 条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 12 条 1 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う。
- 2 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。
  - 3 提供した指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。

- (附則) この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。  
この規定は、平成 31 年 2 月 1 日より施行する。  
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。